

## 人口問題研究所の機構改革

平成3年10月1日付をもって、厚生省人口問題研究所の機構が一部改正され、内容は、人口動向研究部の中に新たに家庭動向研究室が設置された。それに関する厚生省令は次のごとくである。

### ◎厚生省組織規程の一部を改正する省令

厚生省組織令（昭和27年政令第388号）第96条第2項の規定に基づき、厚生省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成3年9月26日

厚生大臣 下条進一郎

厚生省組織規程の一部を改正する省令

厚生省組織規程（昭和59年厚生省令第30号）の一部を次のように改正する。

第38条中「並びに」の下に「家庭機能の変化その他」を加える。

この省令は、平成3年10月1日から施行する。

これに関連して、人口問題研究所組織細則も次のように改正された。

### ◎人口問題研究所組織細則の一部改正

厚生省組織規程（昭和59年厚生省令第30号）第294条の規定に基づき、人口問題研究所組織細則の一部を次のように改正する。

（通則）

第1条 人口問題研究所の内部組織及び事務の分掌については、厚生省組織規程（昭和59年厚生省令第30号）の定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

（中略）

第17条 人口動向研究部に、次の3室を置く。

出生動向研究室

家庭動向研究室

死亡動向研究室

（出生動向研究室）

第18条 出生動向研究室においては、出生力の動向とその要因に関する調査研究「他室の主管に属することを除く。」及び出生率の推定と予測に関する基礎的研究をつかさどる。

（家庭動向研究室）

第19条 家庭動向研究室においては、家庭機能の変化とその要因に関する調査研究をつかさどる。

（死亡動向研究室）

第20条 死亡動向研究室においては、死亡構造の変動とその要因に関する調査研究及び死亡率、平均余命の推定と予測に関する基礎的研究をつかさどる。

（人口情報部の室）

第21条 人口情報部に、次の2室を置く。

人口解析センター

文献センター

(人口解析センター)

第22条 人口解析センターにおいては、人口統計の解析的研究、所の所掌に係る電子計算機の利用及び運行の管理に関することをつかさどる。

(文献センター)

第23条 文献センターにおいては、所の発行する資料の編集並びに人口問題に関する情報の収集、管理及び提供に関することをつかさどる。

(人口解析センター及び文献センターの長)

第24条 人口解析センターの長を、人口解析センター室長及び文献センターの長を、文献センター室長とする。

(文献センターの係)

第25条 文献センターに図書係を置く。

(図書係)

第26条 図書係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書及び資料の収集、管理に関すること。
- (2) 資料の配布に関すること。

附 則

この細則は、平成3年10月1日から施行する。

## 人 事 の 異 動

〈発令年月日〉	〈異 動 事 項〉	〈所属・官職・氏名〉
平成 3. 10. 1	国立佐倉病院事務部会計課会計班長に出向	庶務課会計係長 厚生事務官 角 茂
〃	国立がんセンター運営部会計課整備係長より転任	庶務課会計係長 厚生事務官 阿 部 進
〃	人口動向研究部家庭動向研究室長に昇任	人口構造研究部世帯構造研究室 厚生技官 西 岡 八 郎

また、平成3年10月1日より平成4年3月31日までの期間、家庭出生問題総合調査推進事業の一環として、リサーチ・レジデントの中野洋恵氏を受け入れた。

## 定例研究報告会の開催

(平成3年7月～9月)

〈回〉	〈月 日〉	〈報 告 題 目〉	〈報告者〉
10	9. 18	地域別世帯主余命の比較……………	山 本 千鶴子